

監査報告

平成 29 年 5 月 10 日

一般社団法人 gid.jp 日本性同一性障害と共に生きる人々の会

監事

岡友幸 

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 99 条及び一般社団法人 gid.jp 日本性同一性障害と共に生きる人々の会（以下、本会という）の定款第 25 条の規定に基づき、本会の監査を実施しましたので報告します。

1 監査方法

事業が本会定款第 3 条及び第 4 条に示された目的及び事業に沿い、なおかつ効率的に実施されているかを主眼に監査しました。

具体的には、何回かの交流会に参加するとともに、理事・各支部ミーリングリストの内容を確認し、また理事会へ出席しました。さらに、事業報告書並びに会計帳簿等を閲覧し、本会理事等から職務の執行状況等について報告を受け、また随時説明を求めることで監査を実施しました。

2 監査結果

(1) 事業報告

平成 28 (2016) 年度事業報告書及び附属明細書は法令及び定款に従い、当会の状況を正しく示しているものと認めます。平成 27 (2015) 年度の事業計画が総会において決議されていない状況にもかかわらず、多くの支部において事業が定款第 3 条にある目的に沿って実施されました。また、平成 27 年度に甲信支部及び南東北支部、さらに平成 28 年度に東京支部が活動を休止しました。

(2) 計算書類及びその附属明細書

本会の平成 28 (2016) 年度末及び未公開であった平成 26 (2014) 年度並びに平成 27 (2015) 年度の経常増減額表、正味財産増減計算書並びに貸借対照表が示されました。いずれも、それぞれの本会の当該年度末の資産、負債及び正味財産の状況並びに当該年度の正味財産増減の状況を適正に示していると認めます。第 1 期～第 3 期決算の修正を行ったことありますが、事業年度終了後速やかになされるべき決算書類等の作成、公表が大幅に遅れました。

(3) 理事の職務執行

平成 27 (2015) 年度～平成 28 (2016) 年度定時会員総会は正常に開催することができませんでした。これは当該年度の経常増減額表、正味財産増減計算書並びに貸借対照表等が整わなかったによります。そのほかの理事の職務執行に関して、不正な行為または定款もしくは法令に違反する重大な事実は認められません。

3 監査意見

(1) 事業報告

定時会員総会が開かれぬ中、各支部が事業をそれまで同様に開催できたことは、支部活動にかかわる人々の持つ当事者のためにと意識の高さの証と考へられます。しかしながら、3支部において活動を休止せざるを得なかつたことは、当会の活動がそのような意識の高い人々、個人に大きく左右された活動であることを示していると考えます。会の目的をしっかりと踏まえつつ、意識高く活動する人間は当然必要ですが、当会の活動を維持するためには個人によらない、組織としての力が必要であると考へます。

このことは、本部にも当てはまり、本部事業の多くの部分で個人に頼る部分が大きく、当該個人が何らかの理由で活動ができなくなると事業の停滞、中止を余儀なくされ、定時会員総会の開催もできなくなります。組織として活動できるような体制の構築、人材の育成、確保に日頃から力を注ぐことが強く望まれます。

本部及び支部活動の低下は事業への参加者の減少に繋がり、また活動の低下に繋がっていきます。当会の維持、発展のために、会員の皆さまには事業に参加することがたいへん重要だと考へます。その上で、それぞれができる範囲で事業の実施、会の運営に行動をもってかかわっていただきたいと考へます。そのような会員の中から、正会員として会の運営に積極的に携わっていただける会員が出てくるでしょう。正会員の増加は当会の会費収入の増加に直結し、また当会のために尽力いただける会員が増えれば会の運営が安定し、公的機関等からの運営補助、事業補助の取得が現実になると考へます。あらためて、当会のために汗をかいていただくことを強くお願いいたします。

(2) 計算書類及びその附属明細書

当該年度も決算書類等の作成が大幅に遅れました。これは平成28年度(2016)決算に合わせて、未公開であった平成26(2014)年度(第4期)、27(2015)年度(第5期)決算をとりまとめたこと、平成23(2011)年度(第1期)～25(2013)年度(第3期)決算の修正を行ったことによります。第4期、第5期の決算がここまで遅れたことはまことに遺憾ですが、第1期～第3期決算の不明瞭な部分が修正されました。また、公益法人会計基準に準拠した処理としたことも、将来的に公益法人化する可能性がないとは言えない中、評価できると考へます。しかし、そのためにきちんと毎年度定時会員総会を開くことができず、決算報告もできませんでした。今後、このような事態があつてはなりません。ここにも、本会の人材不足が露呈したものと考へます。

(3) 理事の職務執行

定期的に理事会を開催すべく努めました。そこにより、問題意識の共有が以前よりできました。しかし、会計の実務、省庁への要望等は都内在住の理事に負担が集中している中、会運営に専務であつているわけではない現状では、職務執行の遅れはやむを得ないことと考へます。もちろん、だからといって年度を越えるほど遅れることが許されるわけではありません。昨年度途中から事務局を置いたことは、こうしたことへの解決の一助となるでしょう。今後、このようなことが大幅な遅れが二度と起こらないように理事の体制を築くとともに、事務等会務の分担体制を構築していただきたいと考へます。

以上